

## 訪問看護 和 (訪問看護) 利用料

【要介護・要支援共通】

その他 10.00円=1単位

看護師による訪問	1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
30分未満	463単位	463円
30分～1時間	814単位	814円
1時間～1時間30分	1,117単位	1,117円

理学療法士による訪問	1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額
1回20分	302単位	302円
1日に2回を超えて実施	272単位	272円

※准看護師が訪問の場合は、上記金額90%の介護報酬となります。

【加算料金】

加算料金	1回あたりの介護報酬	介護保険適用時の1回あたりの自己負担額	内容
緊急訪問看護加算Ⅰ	5,400円	540円	所定の体制が整備されている場合に月1回算定します。
特別管理加算Ⅰ	5,000円	500円	下記の状態時に月1回算定します。 ※1
特別管理加算Ⅱ	2,500円	250円	下記の状態時に月1回算定します。 ※2
訪問看護ターミナルケア加算	20,000円	2,000円	死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを実施している場合に算定します。※3
長時間訪問看護加算	3,000円	300円	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える看護を実施した場合に算定します。

※ やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得た上で2人訪問した場合は、254単位(30分未満)、402単位(30分以上)加算されます。

※ AM8:00～PM6:00以外の時間は、割り増し料金がかかります。

※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態など、厚生労働省指定の特別な症状で、管理の必要な方の看護をさせていただきます。

※2 重度の褥瘡(真皮を超える)の状態、人工肛門又は人工膀胱設置している状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態など、厚生労働省指定の特別な症状で、管理の必要な方の看護をさせていただきます。

※3 ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及び家族その家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを実施していること。

ご不明な点はお問い合わせ下さい。 TEL 0596(55)4668